

「公共交通機関の旅客施設・車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」
の改訂案の概要について

1. 趣旨

我が国の公共交通機関のバリアフリー整備については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項において、公共交通事業者等は、旅客施設又は車両等を整備・導入等する時は、当該旅客施設又は車両等を「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（平成 18 年国土交通省令第 111 号。以下「移動等円滑化基準」という。）に適合させることが義務付けられている。

また、国土交通省では、公共交通事業者等が旅客施設又は車両を新設・導入等する際に、高齢者、障害者等をはじめとした多様な利用者の多彩なニーズに応えることができるよう、旅客施設及び車両等の整備のあり方を具体的に示した「公共交通機関の旅客施設・車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（以下「本整備ガイドライン」という。）を公表している。

今般、学識経験者、障害当事者、関係事業者等で構成する「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準等検討会」において、本整備ガイドラインの改訂について検討を行ってきたところ、

- ①視覚障害者誘導用案内設備に関する改訂内容に一定の結論が得られたこと、
 - ②技術向上により、ユニバーサルデザインタクシーに設置されている、車椅子使用者が乗降するために必要なスロープの耐荷重性能が向上したこと
- から、当該内容を反映するため等の所要の改訂を行うこととする。

2. 改訂内容の概要

（1）視覚障害者誘導用案内設備について

①ホームドア・可動式ホーム柵の設置ホームが混在する鉄軌道駅

上記鉄軌道駅においては、ホームドア・可動式ホーム柵の設置状況について、

- i) エレベーター・エスカレーター一部においては音声案内装置により、階段部においては手すりに表示する点字により、案内することを「標準的な整備内容」とする。
- ii) 階段部においても、音声案内装置により案内することを「望ましい整備内容」とする。

②職員等が不在となる時間帯がある改札口や無人の旅客施設

上記旅客施設においては、以下の事項を「標準的な整備内容」とする。

- ・職員等とやりとりができる通話装置（インターホン等）の設置
- ・上記の通話装置（インターホン等）又は触知案内図の位置を知らせる音声案内装置の設置

③以下の事項を視覚障害者誘導案内の「事例」として記載する。

- ・視覚障害者誘導案内用設備を補強するナビゲーションシステム
- ・エスカレーターにおける、ホームドア設置状況に関する音声案内文の標準例

(2) ユニバーサルデザインタクシーにおける乗降用スロープの耐荷重について

- ・300kg以上とすることを「標準的な整備内容」とする。

(3) その他、所要の改訂を行う。

【参考】本整備ガイドラインの構成について

本整備ガイドラインの構成は、「旅客施設編」及び「車両等編」に分冊し、各整備箇所を整備するにあたっての考え方を示した上で、以下の3段階に分けて記載している。

◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容

移動等円滑化基準に基づく、最低限の円滑な移動を実現するための内容の記述を行ったもの

○：標準的な整備内容

社会的な変化や利用者の要請に合わせた整備内容のうち標準的な整備内容で、積極的に整備を行うことが求められるもの

◇：望ましい整備内容

「◎」及び「○」の整備を行った上で、さらに円滑な移動等を実現するための移動等円滑化や、利用者の利便性・快適性への配慮を行った内容のもの